居宅介護支援事業所内で行われる事例検討の効果と課題 ~A県B市での取組から見えてきたこと~

楢木 博之

はじめに

介護支援専門員の質が問われている。平成22年3月に出された地域包括ケア研究会報告書の中で「現状では、アセスメントやケアカンファレンスが十分に行われておらず、介護支援専門員によるケアマネジメントが十分に効果を発揮していないのではないかとの指摘がある」¹⁾ とある。また平成23年11月30日社会保障審議会介護保険部会の資料において「ケアマネジャーの資格の在り方、質の向上について早急に検討を行うべき、利用されているサービスが自立支援に資するものになっているかどうか、ケアマネジメントの在り方も含めて検証すべきとの意見が表明されており、ケアマネジメントの機能強化に向けての制度的な対応の必要性については認識が共有されている」²⁾ と介護支援専門員の課題提起している。このような指摘がある中で、平成24年3月より、「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」が行われ、介護支援専門員のあり方が議論されている。介護支援専門員の資格が出来で10年が過ぎ、まさに今、介護支援専門員の質が問われているのである。

では介護支援専門員がこれまで質の向上を怠ってきたかといえば、決してそのようなことはない。特に最近では、主任介護支援専門員という資格が出来たことにより、主任介護支援専門員が介護支援専門員を指導する意識が浸透してきている。主任介護支援専門員がスーパービジョンを意識して、地域の中で事例検討を開催する動きも各地で広がっている。また、介護報酬の中で特定事業所加算が出来たことで、事業所内で介護支援専門員同士がスキルアップを図ることを目的とした事例検討を行う機関も増えてきている。このように介護支援専門員が自らの質を高めていくために、様々な形で研鑚を行っているのである。

しかしその中でも課題を指摘する声もある。介護支援専門員の質の向上を図る事例検討においても、「事例を提出したものの、突っ込まれてかえって自信をなくした。主催したけれどなかなか課題が絞れず散漫になってしまった・・・」3)など事例検討の課題を指摘する声も多い。 筆者も多くの主任介護支援専門員から「事例検討会でスーパーバイザーをする自信がない。事例検討をどう進めていけばいいのか分からない」などの声を聞くことがある。また、最近では、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員から「事業所内で行う事例検討が上手く出来ない。なかなか介護支援専門員のスキルアップにつながらない」と、事業所内での事例検討の課題を指摘する声も増えてきている。居宅介護支援事業所内で行う事例検討への課題提起である。

このような状況の中、本論では、居宅介護支援事業所内で行う介護支援専門員のスキルアップのために行う事例検討に焦点を当てて、その効果と課題を明らかにし、今後の方向性を考えていきたい。

1 居宅介護支援事業所で行う事例検討

居宅介護支援事業所内で事例検討を行う動きが広まったのは、平成21年度介護報酬改定が影響していると考えられる。平成21年介護報酬改定の中で、特定事業所加算Ⅱが新設されたことで、居宅介護支援事業所の中で主任介護支援専門員の講習会を受講する人が増加した。特定事業所加算の要件に「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」「介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること」⁴⁾とあり、介護支援専門員のスキルアップも兼ねて事例検討を行う事業所が増えてきている。

平成21年度介護報酬 特定事業所加算の算定要件

特定規定事業所加算(I)

- ①主任介護支援専門員を配置していること。
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした 会議を定期的に開催すること
- ④算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3~要介護5である者の割合が5割以上であること。
- ⑤24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保して いること。
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護を提供していること。
- ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩介護支援専門員1名当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。

特定事業所加算(Ⅱ)

特定事業所加算(I)の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと、主任介護支援専門員を配置していること並びに常動かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

一方で、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員から、「事業所内で行う事例検討は、地

域包括支援センター等が主催して地域の介護支援専門員が集まって行う事例検討会よりも上手 く出来ない」という声を聞くことも増えてきた。具体的には、「地域内で行う事例検討会は、 介護支援専門員のスキルアップを目的としているので、スーパービジョンの要素が入りやすい。 しかし居宅介護支援事業所内で行う事例検討は、対応方法に議論が終始してしまい、スーパー ビジョンの要素が入りにくく、介護支援専門員の気づきや学びにつながらない」との指摘であ る。

筆者はA県B市の主任介護支援専門員のスキルアップ研修に継続的に関わっているが、その参加メンバーの中でも上記のような指摘をする居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が多かった。このような課題に対し、A県B市では市直営の地域包括支援センターが、介護支援専門員のスキルアップの一環として、居宅介護支援事業所内の事例検討会に筆者がスーパーバイザーとして参加する事業を平成24年度より実施することとした。そしてB市内にあるC事業所、D事業所、E事業所から事例検討会を実施したいとの申し出があり、筆者が参加することとなった。

次章では、この事例検討会の内容について紹介し、居宅介護支援事業所内で行う事例検討の 効果と課題を考えていきたい。尚、本論での事例検討とは、介護支援専門員のスキルアップを 目的とした、スーパービジョンの要素を含んだものとする。

2 A県B市内居宅介護支援事業所内事例検討会の内容

平成24年度より、A県B市では居宅介護支援事業所で行う事例検討会の支援を行うことにした。A県B市はこれまで地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が継続的にスキルアップの研修を行ってきた。その中で居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員から「事業所内で行う事例検討が上手くできない。どうしてもスーパービジョンの要素を入れることが出来ず、事例の対応方法を検討するだけで終わってしまう」という声が聞かれていた。そのため、居宅介護支援事業所内で行う事例検討会に筆者がスーパーバイザーとして参加し、スーパービジョンの要素を含めた事例検討会を行うことにしたのである。また、事業内の事例検討をとおして、介護支援専門員の資質向上を図るだけではなく、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員のスーパーバイザー養成も目的としている。本事業は、介護支援専門員のスキルアップとともに、主任介護支援専門員のスーパーバイザー養成という2つの目的を有したものである。

平成24年度は合計3回実施した。詳細は表1のとおりである。

 事業所
 開催月
 参加人数

 ① C事業所
 平成24年5月
 9名(地域包括支援センター職員含む)

8名

表 1 A県B市内居宅介護支援事業所内事例検討会実施状況

では3回の具体的内容を紹介したい。尚、事例の概要は個人情報保護の観点から、内容を一 部改変している。

8名(地域包括支援センター職員含む)

① C事業所 事例検討会実施月 平成24年5月

平成24年6月

平成24年7月

(1)事例テーマ

② D事業所

③ E 事業所

「認知症のある利用者を介護している介護者に振り回されて困っているケース」

(2)事例の概要

主介護者(次女)の夫が急に体調を崩してしまい、主介護者が「利用者を入所させたい」と依頼してくる。介護支援専門員が、すぐの入所は困難なのでショートスティの利用を提案するも、申請は行わなかった。その後訪問介護の利用を勧めるが、拒否する。しかし次の日には利用をお願いしたいと連絡が入るなど、主介護者の話が二転三転し、介護支援専門員としてどのように対応すればいいのか戸惑っている。

(3)事例検討の内容

事例検討会の当初の課題は、「主介護者に振り回されている介護支援専門員が、どのように 対応すればよいのか」であった。前半の議論の焦点は、言うことがすぐに変わってしまう次女 にどのように関わるのかであった。事例提出者も参加者も、次女の現状と気持ちを考えるよう な議論は出てこず、訴えのあった次女に対してどのように接するということばかりに視点が向 かっていた。

そこで、次女が何故そのような言動をとるのかに視点が変えていくため、スーパーバイザーがロールプレイを行うことを提案する。次女の気持ちを考えるために、事例提出者が次女役になり、介護支援専門員との面接場面を再現したのである。ロールプレイを行うと、事例提出者が「次女は不安が強い状況で、その気持ちから出ている行動なのだ」ということに気づき、それを踏まえてどのように対応していけばよかったのかを振り返ることができた。

② D事業所 事例検討会実施月 平成24年6月

(1)事例テーマ

「家族の介護力を引き出すためにどうしたらよいか」

(2)事例の概要

利用者は日中独居の状態。主介護者は長男。利用者本人は日中1人で大丈夫と思っているため、デイサービスの利用を拒否している。周囲が状態の悪化を懸念し、介護保険サービスの利用を勧めている。同居している長男は、利用者本人の気持ちも尊重したいが、周囲の言うことも理解している。利用者本人の意向を優先すると、状態が悪化する可能性がある。

(3)事例検討の内容

事例提出者が、長男が困っているという思いから介護保険サービスを利用して利用者の在宅 生活を支えていきたい、という思いが強かった。しかし事例検討を進めていき、無理に介護保 険サービスの利用につなげなくても、利用者は生活できているのではないか。利用者本人の意 向が、長男の満足に繋がるのではないか、との意見が出て、事例提出者の気づきに繋がった。

スーパーバイザーから「この事例で困っている人は誰か?」の問いかけに、事例提出者は介 護支援専門員が一番困っていることに気づいた。そして事例提出者が、介護保険サービスにこ だわらなくてもいいのではないか、長男ができることを引き出すように支援すればいいのでは ないか、と改めて事例を整理することができた。

③ E事業所 事例検討会実施月 平成24年7月

(1)事例テーマ

「認知症、精神症状を理解できず感情的に関わる介護者にどのように関わるか」

(2)事例の概要

利用者本人が排泄のことをいつも気にしていて、頻回にトイレに行ってしまう。主介護者である嫁がその行為に怒ってしまうことがくり返されている。利用者の言動に、介護者が怒ることで、利用者本人は、不安そうな表情をすることが多くなっている。

(3)事例検討の内容

事例提出者である介護支援専門員が、この事例を「虐待と判断していいのか?」と迷っていた。そのため事業所内では対応方法を相談していたが、行政や地域包括支援センターにつなげるまでには至っていなかった。

事例検討の中で、スーパーバイザーから「虐待」と判断するのは介護支援専門員ではない。 虐待の疑いがあれば、行政や地域包括支援センターにつなげたほうがいいのではないか、とい う意見を出した。また、行政や地域包括支援センターが介入し、介護者のフォーローをしても らい、介護支援専門員は利用者本人の支援を中心に行っていく、という役割分担をしてはどう か、とも指摘した。これらの意見から、事例提出者がこの事例を介護支援専門員1人で抱えな くてよい、ということに気づくことができた。

3 A県B市内居宅介護支援事業所内事例検討会の振り返り

事例検討会を行った後、平成24年8月に3つの事業所が集まり事例検討の振り返りを行った。 参加者はC・D・E事業所の事例提出者と主任介護支援専門員、企画したB市地域包括支援センター職員と筆者であった。

振り返りの項目は①事例検討会を行っての感想、②外部のスーパーバイザーが入った時と入らない時との違い、③事業所内事例検討会の課題の3点である。では、それぞれどのような意見があったかを確認していきたい。

①事例検討会を行っての感想

(1)事例提出者からの意見

(C事業所)

「事例検討会の資料を作成している時点で、「こうすればよかったのかな?」などと振り返る機会になった。事例検討会で参加者からの意見を聞くことでも、「あ~、そのような考えもあったのか」と気づくことができた。事例検討会が学びになることを改めて感じた」

(D事業所)

「利用者本人の気持ちは理解できていたが、主介護者である長男の気持ちを理解できていなかった。長男の気持ちは揺れ動いていると思っていたけども、事例検討会で皆の意見を聞いていくと、『それは違うのでは』と気づき始めた。長男の気持ちも利用者本人と一緒だった、それなのに私たち専門職が勝手に揺れ動いていると思い込んでいた。そのことを事例検討会で気づくことができた』

「今までのケアプランは介護保険サービスありきになっていた。今回の事例検討会で、インフォーマルサービスの重要性を再確認することができた」

「介護支援専門員として利用者に関わったら、自分が全部背負わなければならないと思っていた。そうではなく皆の意見を聞いて、その中で決めていけばいいのだということに気づいた。 その後は雲が晴れたような気持ちになって、ケアプランもだいぶ変わってきた。本人や家族の力を重視するようにしたので、その後は全く違ったケアプランになった|

(E事業所)

「この事例について何が困難なのか自分自身でも整理できていなくて、支援も堂々巡りになっていた。事例検討会で参加者の質問に答えていく上で、利用者本人のことの知らない部分が見えてきて新たな発見になった。普段はケアプランを紙の上で考えるのが、自分が発表することで、利用者本人が見えてくるようになり、関わり方が見えてきたように感じた」

「今回の事例が虐待になるのかどうか? 自分自身に迷いがあった。施設内でも相談していたが、「虐待ではない」と自分が認めたくないという気持ちもあった。自分が抱えきれなくな

っている、ということは自分自身分かっていたのだが、それを誰が協力してくれるのか見えていなかった。今回の事例検討会で、介護者の支援に行政や地域包括支援センターが介入し、介護支援専門員が利用者本人の支援を行っていく、という役割分担する方法に気づくことが出来た。事例検討会終了後、地域包括支援センターに相談し、すぐに介入してくれて現在は介護者が精神的にも落ち着いてきたので、今後の方向性が見えてきた」

「今回の事例では、家族のほうに目を向けすぎていて、私の担当は誰なのかが分からなくなっていた。利用者本人のことは見えていなかった。地域包括支援センターと役割分担を行ったことで、利用者のことが見えてきて、利用者との関係にも変化が生じてきた」

(2)主任介護支援専門員からの意見

(C事業所)

「事例検討会の途中で、援助の場面を再現するロールプレイを行い、事例提出者の気付きが 生まれた。その場を実際に見ることが出来たのは、とても参考になった。このような気づきの 方法もあるのだと学ぶことができた。ロールプレイを行ったことで、事例検討会の内容も深ま ったと感じている」

「事例検討会の最後に事例提出者が、主介護者である次女が自分で判断して決めることができることに気づいた。このことが良かった。スーパーバイザーの指摘がなければ、そこまでたどり着くことができなかったと思う」

(D事業所)

「事例検討会を進行する上で、事例提出者が気づくスーパービジョンの要素を意識して行うようにした。スーパーバイザーがどのように事例を進めていけばいいのか、今回の事例検討会の体験は勉強になった」

「今回の事例検討会で、事業所内の介護支援専門員は事例検討を行うことが楽しくなったのではないか、と思う。これまでは『また事例検討会やるの…』という雰囲気があったが、事例検討会で『このような気づきがあるのだ』ということを体験し、その重要性について他のメンバーにも浸透してきたように感じる」

(E事業所)

「今回の事例は虐待の疑いのあるケースで、施設内でも検討していたものだった。事例検討会をとおして、自分が抱え込まずにチームで行っていけばいいかを気づかされた。事例検討会で情報の共有や役割分担を行うことが出来ただけではなく、地域包括支援センターの職員も参加してくれていたので、その後すぐに介入してくれることになった」

- ②外部のスーパーバイザーが入った時と入らない時との違い
 - (1)事例提出者からの意見

(C事業所)

「専門家のスーパーバイザーの意見を聴くことができたことが正直良かったと感じた」

(D事業所)

「介護支援専門員としての経験が浅く、事例検討会ではとにかく緊張した」

「事例検討会にあまり参加したことがないので、外部のスーパーバイザーが入った時と入らない時との違いについては正直あまり分からない」

(E事業所)

「事業所内で事例検討会を行った経験があまりないので、違いについては分からないが、外部のスーパーバイザーが参加することで「解決してくれるのではないか」という期待があった。 事例検討会では、スーパーバイザーが結論ではなく、それについての考え方を気づかせてくれるような質問をしてくれたので、自分自身1時間半の時間ずっと事例を考えることができた。 そして自分の考えを変えることができたので、良かったと感じている|

「スーパーバイザーから 「虐待の疑いがあるのであれば、自分で判断するのではなく地域包括支援センターや行政に相談してもいいのではないか」と言われたことで、背中を押してくれたと感じている」

(2)主任介護支援専門員からの意見

(C事業所)

「事業所内でいつも行っている事例検討会とは参加者の緊張感が違った。普段ならいつもの メンバーになるので、事例検討会も慣れ合いになってしまう。外部のスーパーバイザーが入る ことで緊張感が生まれ、良い刺激になったのではないか」

「緊張感は外部の人に『見られている意識』があったからだと思う。普段の言葉遣いとは違っていた。良い意味で言葉を選んで発言していたと思う|

「事例検討会の中で、いつもは行わないロールプレイを行った。普段ならそこまで頭が回らない。ロールプレイを行わなければ、事例提出者と一緒になって狭い視点で考えていた。外部のスーパーバイザーがロールプレイを行うことを提案してくれたので、私自身も気づくことができた」

「事業所内で行っていると、事例のポイントに気づかずその場の対応のみの議論に終始して、 膨らみがなくなってしまう。スーパーバイザーがいると、スーパービジョンという視点で、事 例のポイントを明確にし、そこに焦点化し検討することができる。外部のスーパーバイザーが 入った時と入らない時とでは、事例を捉える視点の広がりに差が出てしまう」

(D事業所)

「外部の人が入ることで緊張感が全く違っていた」

「外部のスーパーバイザーから、介護支援専門員の実践について肯定的評価をもらうことで、

介護支援専門員の自信にもなり、モチベーションも上がる。同じ事業所の中で見ていると、他 者の良い点をお互いに気づけていない、伝えきれていないところがある」

「今回の事例検討会以降、介護支援専門員内で取組が変わってきた。『深いところを見ていこう』という視点がすごく出てきたと感じている。介護支援専門員の面白さを理解するようになってきた。外部のスーパービジョンが入ることの効果があったと感じている」

(E事業所)

「今回初めて事業所内の事例検討会に外部のスーパーバイザーが参加してもらった。それでも参加者がとても言いやすい雰囲気があった。また、事例検討会にスーパーバイザーが入ってもらって、密接に指導を受けられることができた。もう一回お願いしたいと思うほどプラスになるものだった |

③事業所内事例検討会の課題

(2)主任介護支援専門員からの意見

(C事業所)

「知っている人の事例で、事例提出者である介護支援専門員の性格も知っている。そうすると『この事例で、この介護支援専門員の性格ならこう動くよな』ということを皆が分かっている。このような状況だから、スーパービジョンを伴う事例検討会ではなく、今後の対応方法を議論する場だけになってしまう」

「事業所内で日頃からケースを共有しているので、事業所内の介護支援専門員は状況を既に知っている。その中で事例検討会を行っても、新たな気づきや見立てや視点が生まれるかというと難しい。「もうこのケースはこれ以上無理だよね」などと固定観念で判断してしまう。他事業所と一緒に行う地域内での事例検討会の時に生まれる新たな気づきや広がりが、事業所内だと限りがあると感じている。慣れ合いになるので深みが少ない」

(D事業所)

「事業所内だけで行うと、その場の対応を議論するカンファレンスの要素が強くなってしま う。同じ事業所内で行うと、皆が気づけない状況になってしまう」

(E事業所)

「現在は事例の共有や情報交換程度で終わっている。今回のようにスーパービジョンも含めた事例検討会のやり方を教えてもらうと、もっと質の良いものができるようになるのでは、と感じた |

以上のような意見が出された。これらの意見で明らかになったこととして、今回の事例検討 会が事例提出者である介護支援専門員の新たな気づきにつながったこと、また居宅介護支援事 業所内で行う事例検討会の課題が明確になった、と言えるだろう。

4 居宅介護支援事業所内で行われる事例検討の課題と効果

A県B市の取組から居宅介護支援事業所内で行う事例検討の特徴が見えてきた。その特徴とは、参加者が固定していること、事例の内容を参加者全員が理解していること、事例提出者の性格や援助の特徴も知っていることの3点である。

このような特徴があることから、居宅介護支援事業所内で行う事例検討の課題として、次のようなことがあげられる。

- ・事例の対応方法に議論が終始してしまい、事例を深く理解する方向性にいきにくい。
- ・事例提出者である介護支援専門員が新たな気づきを得るという、スーパービジョンの要素 が入りにくい。
- ・馴れ合いになりやすく、緊張感が生まれない。

これらの課題があると、居宅介護支援事業所内で行われる事例検討は、介護支援専門員のスキルアップにはつながりにくいとも言えるのではないだろうか。では、介護支援専門員のスキルアップのためには、居宅介護支援事業所内で行われる事例検討は意味がないのであろうか。 事例検討会は、地域包括支援センター等が主催する地域間だけで行えばよいのだろうか。

A県B市で行った取組で、居宅介護支援事業所内で行われる事例検討会でも介護支援専門員のスキルアップにつながることが明らかになった。事例検討会を行うことで、介護支援専門員が新たな気づきを得ることができるということは、大きな効果と言える、居宅介護支援事業所内で事例検討を行う効果として、一番大きいのは、事例提出者だけではなく、参加している介護支援専門員全員が一緒になって、新たな気づきを得たり、事例を深めることができる点ではないだろうか。先の事例検討の振り返りの中でも、「事例検討を楽しく感じるようになった」という指摘があったように、学びを共有することで介護支援専門員の質の向上につながり、事業所全体でのサービスの質の向上につながるのではないだろうか。そうなれば居宅介護支援事業所内での事例検討の効果は大きいと考えられる。

今回の事例検討会は、外部のスーパーバイザーが入るからこそ、事例のポイントが明確になり、事例検討の内容を焦点化することができたとも言える。筆者がスーパーバイザーを務めた中で、外部のスーパーバイザーだからこそ、より客観的な視点から事例のポイントが見えてくることがあると感じている。一歩引いた視点で事例を見ることができるポジションにいたからできた、とも考えられる。振り返りの中でも、居宅介護支援事業所内の主任介護支援専門員から「事例検討の中で事例のポイントが見えてこない。どうすれば見えるようになるのか?」という疑問の声があがった。「事業所内だと一歩引いた視点で事例を見ることが出来なくなってしまう」との声もあった。これらの課題を解決して、居宅介護支援事業所内で介護支援専門員

のスキルアップを図るための事例検討会を行うためにはどうしたらよいか。

方法は2つあるのではないかと感じている。一つは、外部のスーパーバイザーが入った事例 検討会を行うことで、事業所内の主任介護支援専門員が事例のポイントがどこにあるのか、ど のように事例検討を進めていけば良いのかを学んでいくという方法である。この方法は、A県 B市の今回の取組の目的になっているものであるが、主任介護支援専門員が継続的に学びを得 ることが重要になるのである。

二つ目は、居宅介護支援事業所単体で行うのではなく、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所と合同で行う方法である。A県B市のC事業所とE事業所はこのような形での事例検討会であった。合同で行うメリットとして、スーパーバイザーを事業所外の主任介護支援専門員が行うことができるので、客観的視点で事例を見ることが出来るようになる。また、圏域の地域包括支援センターが事例検討会に入ることで、地域包括支援センターの介入が必要な場合、スピーディーな対応が可能になる。今回のE事業所の事例のような場合である。合同で行うスタイルは、介護支援専門員の人数が少ない居宅介護支援事業所でも事業所内で事例検討を行うことも可能になってくる。介護支援専門員が1人のいわゆる「1人ケアマネ」の質も課題としてあがっているが、合同で事例検討会を行うことで介護支援専門員の質の向上を図ることができるのでないだろうか。

おわりに

介護支援専門員の質を高めていくためには、介護支援専門員自らが研鑚を積むしか方法はない。周囲がその方法を整えたとしても、介護支援専門員自身が研鑚を積む姿勢がなければ、質の向上は望めない。介護支援専門員の質が問われている今、居宅介護支援事業所内でも事例検討を行い、スキルアップを図っていく必要がある。多くの事業所で事例検討が行われ、介護支援専門員の質が高まることを期待したい。

A県B市の取組のように、多くの事業所や介護支援専門員が事業所内で事例検討を行い、質の向上を図っている。本論はA県B市の取組のみになるので、一般化した考察とは言えない。 今後も他の地域での取組にも参加しながら、居宅介護支援事業所内で行われる事例検討の効果 と課題を明らかにしていきたい。

今回の研究に協力していただいたA県B市地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の皆様に感謝します。ありがとうございました。

文献

- 1) 「地域包括ケア研究会報告書」 地域包括ケア研究会 平成22年3月
- 2)「社会保障・税一体改革における介護分野の制度見直しに関するこれまでの議論の整理」 平成23年11

月30日 社会保障審議会介護保険部会

- 3) 「月刊ケアマネジメント1月号 特集 楽しく事例検討」 環境新聞社 2011年11月 P6
- 4) 平成21年度介護報酬改定 居宅介護支援 特定事業所加算算定要件

〈キーワード〉居宅介護支援事業所 事例検討 スーパービジョン